第９　下水道

下水道の概要

下水道は生活環境の改善や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るための重要な施設であり、併せて近年は、下水道の処理水等を活用した水環境の改善や、資源循環型社会への貢献等、様々な役割が期待されています。

県内で最初の下水道事業は、昭和１０年に千葉市で手がけられ、３０年代になると松戸市、船橋市、佐原市（現在香取市）、柏市、市川市が相次いで着手しました。その後、昭和４０年代には２１市町村、５０年代には５市町村、６０年代には３市町村が新たに着手し、令和８年３月末においては、３６市町村で事業を進めています。

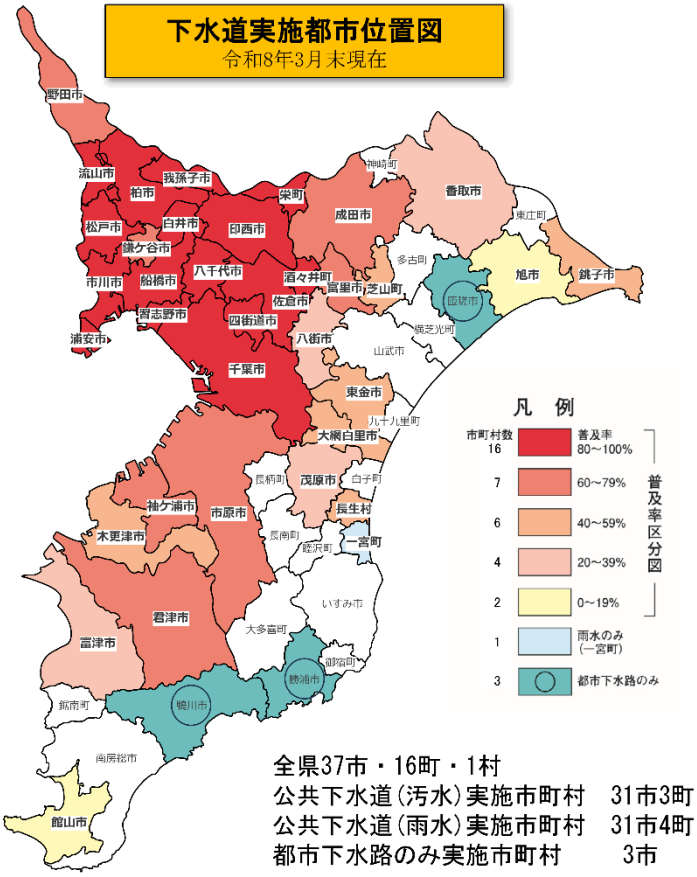

全県37市・16町・1村
公共下水道（汚水）実施市町村　31市3町1村
公共下水道（雨水）実施市町村　31市4町
都市下水路のみ実施市町村　　3市

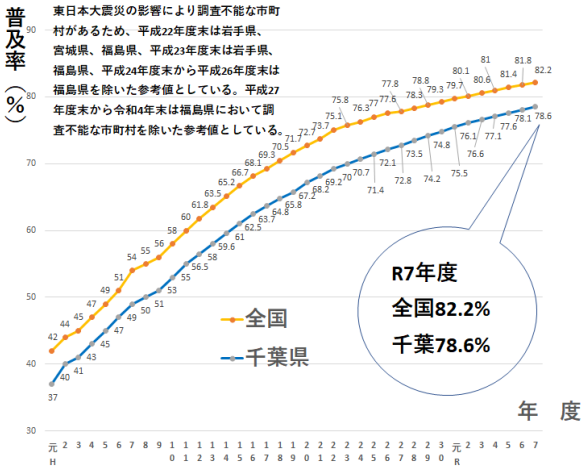

汚水事業における下水道処理人口普及率は、令和８年３月末においては、全体で78．６％と、全国平均８２．２％を下回っている状況です。今後も、引き続き下水道の普及に努めていく必要があることから、さらに流域下水道の整備を進めていきます。

下水道の主な各種計画

下水道事業は様々な計画を策定し、それに基づき実施をしています。

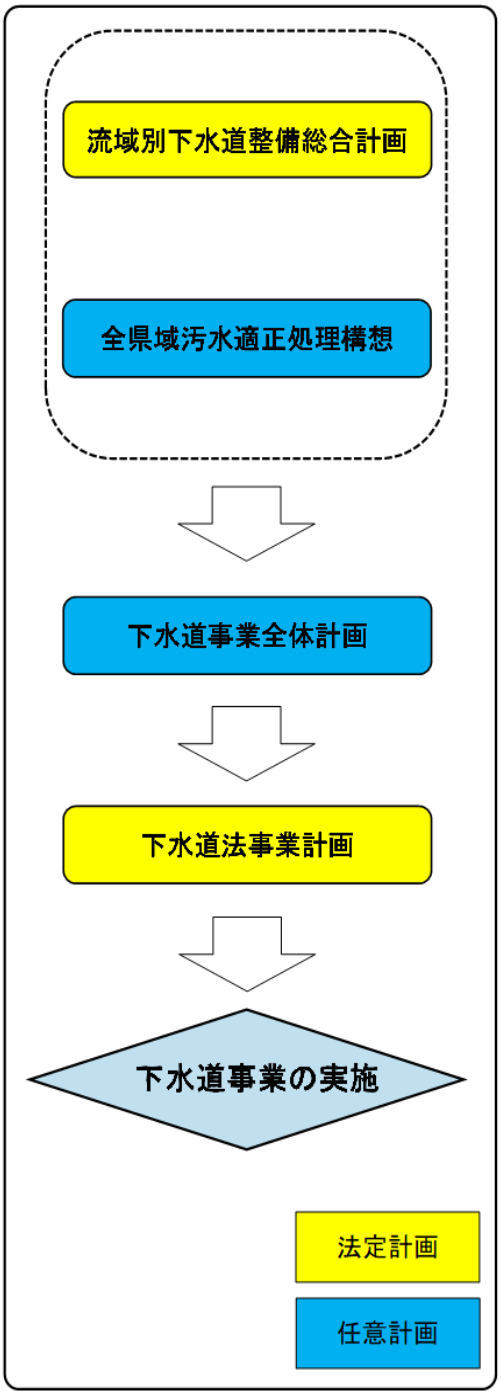

（１）流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、下水道法に基づく下水道の整備に関する総合的な基本計画であり、水質基準が指定されている公共用水域について、これを達成維持するうえで必要な下水道整備を最も効率的に実施するために、公共下水道や流域下水道などの上位計画として、県が策定するものです。

（２）全県域汚水適正処理構想

全県域汚水適正処理構想は、各市町村が、それぞれの汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽）の有する特性、経済性等に応じた効率的かつ適切な整備・運営管理手法を「汚水適正処理構想」において策定したうえで、県が汚水処理事業の処理区域や処理人口等をとりまとめ策定するものです。

（３）全体計画

全体計画は、県または各市町村が、流域別下水道整備総合計画等に定められた目標等に基づき、概ね 20～30 年後の間で長期的な人口見通しを認定したうえで、下水道整備の手法や下水道施設の配置計画を策定するものです。

（４）事業計画

事業計画は、県または各市町村が、下水道法に基づき、全体計画に定められた施設のうち５～７年間で実施する予定の施設配置等を策定するものです。下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定します。

流総計画名	関係市町村	計画処理人口（千人）	計画下水量（千㎥/日最大）	策定年月日
東京湾	32 市町	4,134.7	2,167.5	R6.9
利根川	26 市町	1,983.2	1,054.5	R8.3
九十九里・南房総	30 市町村	116.7	55.9	R6.9

※東京湾流総計画については、系外流入分を含む（印旛処理区）

流域下水道の計画と現況

流域下水道は、市町村が整備する公共下水道からの下水（汚水）を受け、市町村の行政区域にとらわれることなく広域的に下水を集めて、終末処理場で浄化するものです。

県では、印旛沼流域、手賀沼流域及び江戸川左岸流域の３流域において事業を実施しています。

（１）印旛沼流域下水道

印旛沼流域下水道には２つの処理場があります。印旛沼や東京湾の水質を保全するため、昭和４３年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、花見川終末処理場は昭和４９年４月から、花見川第二終末処理場は平成６年６月から供用開始しています。

令和７年度においては、花見川終末処理場は１日平均約２５万㎥、花見川第二終末処理場は、１日平均約１６万㎥を処理しました。



花見川終末処理場



花見川第二終末処理場

（２）手賀沼流域下水道

手賀沼流域下水道は、手賀沼の水質を保全するため、昭和４６年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和５６年４月から供用開始しています。

令和７年度においては、１日平均約 ２０万㎥を処理しました。



手賀沼終末処理場

（３）江戸川左岸流域下水道

江戸川左岸流域下水道は、東京湾や江戸川の水質を保全するため、昭和 47 年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、江戸川第二終末処理場は昭和５６年４月から、江戸川第一終末処理場は令和３年３月から供用開始しています。

令和７年度においては、江戸川第二終末処理場で １日平均約 ３５万㎥、江戸川第一終末処理場で１日平均約３万㎥を処理しました。



江戸川第一終末処理場
（愛称:妙典江戸川水再生センター）



江戸川第二終末処理場
（愛称: 南行徳江戸川水再生センター）

千葉県流域下水道計画図

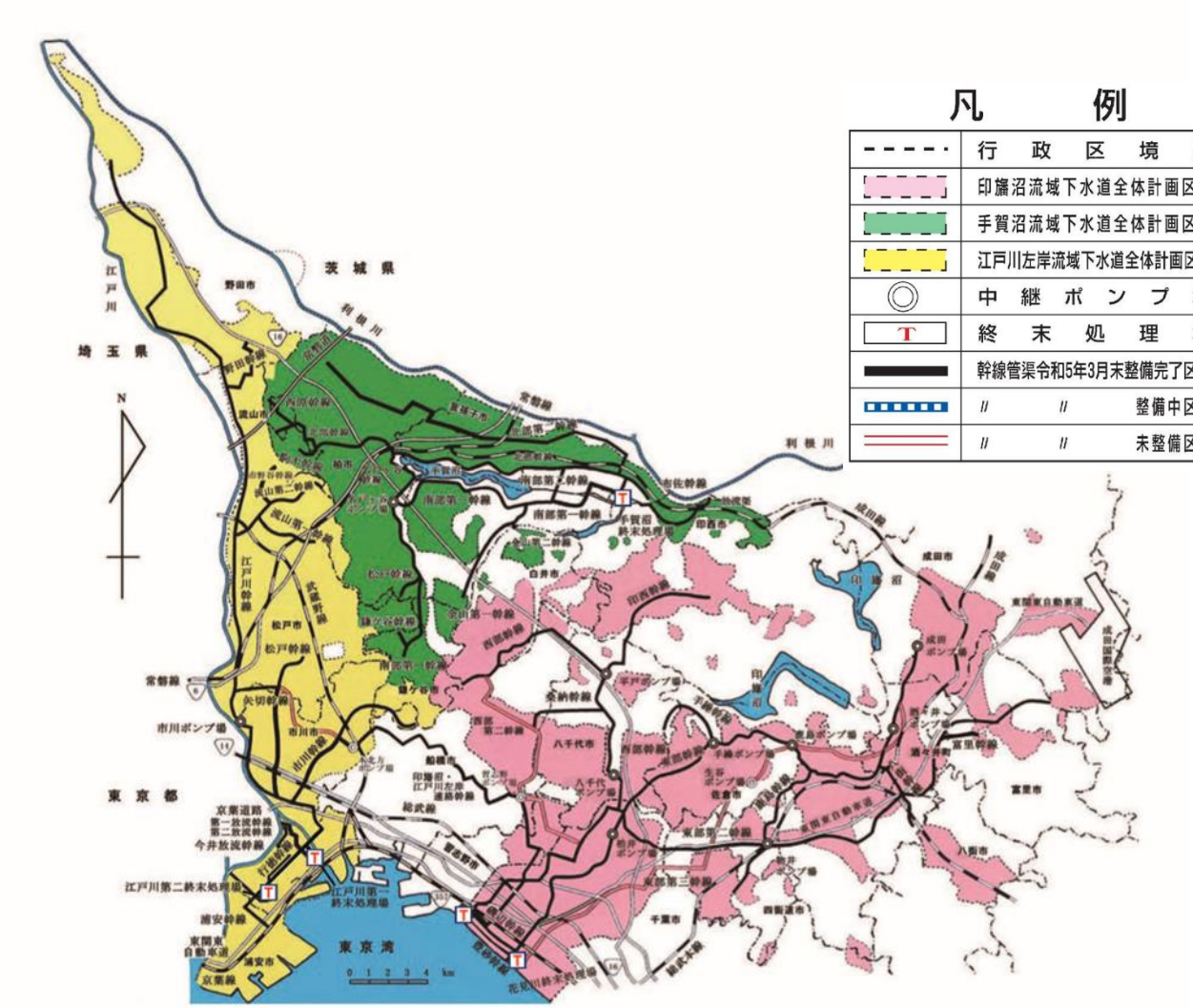

流域下水道の概要

令和８年４月１日現在

区分＼流域下水道名		印旛沼流域下水道	手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
関係都市		１２市１町	７市	８市
計画面積		２４,０７３ha	１１,９４０ha	１９,６２４ha
計画人口		約１３１万人	約６４万人	約１３８万人
計画処理水量		約５８万m³/日(日平均)	約２５万m³/日(日平均)	約５２万m³/日(日平均)
ポンプ場	計画	１１ヵ所	１ヵ所	３ヵ所
	供用	１０ヵ所	１ヵ所	３ヵ所
管渠延長	計画	約２１８ｋｍ	約８８ｋｍ	約１１５ｋｍ
	供用	約１６６ｋｍ	約８８ｋｍ	約１０５ｋｍ
終末処理場	計画	花見川９系列	手賀沼６系列	江戸川第－８系列
	供用	〃　８系列	〃　5.5系列	〃　１系列
	計画	花見川第二７系列	—	江戸川第二８系列＋東系列
	供用	〃　３系列	—	〃８系列＋東系列(１/２)

公共下水道及び都市下水路の計画と現況

（１）公共下水道

公共下水道は、下水（雨水及び汚水）を道路等の地下に埋設した下水管で排除し、汚水は末端に設置した終末処理場、または終末処理場を有する流域下水道に接続し、処理するものです。千葉県では令和８年３月末においては、３６市町村で実施しています。



寺崎都市下水路（佐倉市）

（２）都市下水路

都市下水路は、市街地内の雨水を排除し、市街地の浸水を防止するためのものであり、千葉県では１０市にわたる３０か所の都市下水路を供用しています。

下水道の多目的利用

処理水を有効利用することにより、うるおいのある水辺空間を創り出すなど、下水道には街づくりに対する新しい役割が期待されています。

本県では、幕張新都心地区において、花見川終末処理場の処理水を、トイレ、修景用水等に利用する「再生水利用下水道事業」（4,120 ㎥／日最大）及び冷暖房の熱源として利用する「下水処理水再利用事業（地域冷暖房）」を実施しています。